

教員の皆様へ

薬害教育教材の活用について【平成 29 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象とした薬害を学ぶためのテキスト「薬害を学ぼう (注)」を作成し、平成 23 年 4 月より、全国の中学校に配布しています。

(注) 平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

平成 29 年度版のテキストは、平成 29 年度の中学 3 年生が対象となります。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として授業等で積極的に取り入れ、活用していただくようお願いします。

- **医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的としています。**
 - 学習を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられます。
- **教員用「指導の手引き」、「指導の手引き簡略版」、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材を同封しています。**
 - 「指導の手引き」及び「指導の手引き簡略版」は、学習指導要領との関係、授業の流れの例、指導上のポイントなどから構成されています。授業を行うに当たっての参考としてください。
 - 視聴覚教材については、「薬害を学ぼう」の構成に沿って、これまでの歴史や被害者の方々の声などを収録しています。全編通しても、また、部分的にも使用できるようにしています。

教材の活用にあたっての留意点は、以下のとおりです。

(1) 学習指導要領等との関連について（同封の「指導の手引き」参照）

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科（公民的分野）における消費者の保護に関する内容などに関連します。

(※) アンケート結果では、「消費者の保護」以外では、例えば「人権」や「公害」に関連させて活用している例が多くなっています。

なお、この教材は、保健体育（保健分野）における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意ください (※)。

(※) 薬物乱用は、違法な薬物（大麻、覚醒剤等）の乱用がもたらす健康被害の問題です。

薬害問題は、患者が法律上の承認を受けた医薬品を使用したにもかかわらず、健康被害が広がってしまった問題です。薬物乱用＝薬害問題という誤ったイメージが伝わらないようにご留意下さい。

(2) 教材の活用事例について

これらの教材は、各校の創意工夫によりご活用していただくことを想定していますが、

活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、テキスト及び指導の手引きと併せて配布しています。配布しているのは、1～2時間程度授業で活用していただくことを想定したのですが、ホームページには3時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方ともワード形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスから、指導の手引き、視聴覚教材、ワークシートをダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

(3) 特別支援学校等における活用について

特別支援学校等においては、この教材を授業等で使用することが困難な場合もあると想定されます。学校や生徒の状況等に応じて、可能な範囲でご活用下さい。

【参考】

① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

② 以下のポータルサイトにも、本件が掲載されています。

・ 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」

(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)

・ 消費者庁のホームページ「消費者教育ポータルサイト」

(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

③ 授業の実施に当たり、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話）03-5437-5491（FAX）03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室
直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052